

排水設備工事の手引き

諫早市上下水道局 下水道課

令和8年9月改訂

目次

1. 排水設備工事の事務手続	2
1. 関係法令	2
2. 排水設備の基準等	2
3. 排水設備申請にあたっての事前調査	2
4. 排水設備工事の申請受付日	2
5. 申請書の提出場所	2
6. 承認済み申請書の受取	2
7. 排水設備等工事完了届について	3
8. 排水設備工事の完成検査について	3
2. 排水設備工事の事務手続（その他）	4
1. 既存排水設備切替工事の際の負担軽減措置	4
2. 市水道以外の水を使用して下水道を使用する場合	4
3. 阻集器の設置について	4
4. 家庭用雑排水処理槽の容量算定	4
5. 在来管の使用等添付書類について	5
6. ドレン排水について	5
7. ディスポーザ（食品くず処理機）	5
8. ヘッダー管の使用について	5
9. 申請者が取付管を施工する場合	5
10. 諫早市水洗便所改造資金利子助成制度について	5
11. 特定事業場の排水設備工事を行う場合	5
12. 軽微な排水設備工事について	6
13. 諫早地域西諫早ニュータウン地区における排水設備工事について	6
3. 排水設備工事の設計・施工基準について	7
1. 屋内排水設備について	7
① トラップ	7
② 大便器について	7
2. 屋外排水設備について	7
① 管の口径・勾配	7
② 土被り	7
③ マス	8
④ 通気管について	9
⑥ 家庭用雑排水処理槽の容量算定について	10
⑦ グリーストラップの容量算定	11
（参考） 諫早市公共下水道条例施行規程 抜粋 別表3「排水設備の構造等の基準」	14
4. 排水設備関係 様式	16
様式第3号 排水設備等計画（変更）確認申請書	16
様式第8号 使用開始届（公共・特環）	18
様式第5号 使用届出書（農集・漁集）	19

1. 排水設備工事の事務手続

1. 関係法令

排水設備工事の施工にあたっては、下記関係法令を遵守すること。

1. 下水道法
2. 下水道法施行令
3. 建築基準法
4. 諫早市公共下水道条例
5. 諫早市農業集落排水及び漁業集落排水の排水処理施設の整備に関する条例

2. 排水設備の基準等

排水設備工事の施工にあたって、排水設備責任技術者は下記指針等に基づき設計を行うこと。

1. 下水道排水設備指針と解説（公益社団法人日本下水道協会 2017 年版）
2. 排水設備工事責任技術者講習用テキスト（公益社団法人日本下水道協会 2016 年版）
3. 下水道排水設備工事責任技術者登録更新用テキスト（長崎県下水道協会）

その他、諫早市が定める基準については、この手引きに定める。

3. 排水設備申請にあたっての事前調査

排水設備の施工を計画するにあたって、必ず下記項目について事前に確認すること。

1. 施工場所が供用開始区域かどうか
2. 取付管の位置、深さ
3. 土地の境界及び所有者または管理者
4. 地籍基準点への支障の有無
5. 市の水道以外の使用水の有無
6. 既存排水設備の構造（トラップやタメマスの有無）
7. 融資あっせん制度の利用の有無
8. 特殊な排水を流す場合の排水量や水質

4. 排水設備工事の申請受付日

原則 火曜日・木曜日の 8:30～17:15（休日及び昼休み時間を除く）

※ただし、多良見支所以外の支所は、曜日指定なし

※提出は、工事着手予定日の 10 日前までに責任技術者が提出すること。

※様式は、指定様式を使用し厚紙に印刷したものを使用すること。

※申請様式は、市 HP よりダウンロード可。ただし、申請者名は、原則直筆とする。

5. 申請書の提出場所

確認申請書の提出は、申請地が属する地区を担当する部署に提出すること。

（例．旧諫早市内 → 下水道課、旧高来町内 → 高来支所産業建設課）

6. 承認済み申請書の受取

- 申請書を提出した窓口にて「業者名」及び「申請者名」を名乗り、承認済み申請書を受け取ってから工事に着手すること。
- 許可の際の指示事項に記入がある場合は、その指示どおりに実施すること。また、その内容に疑義がある場合は、市担当者に確認すること。

■設計を変更する場合

排水設備等計画（変更）確認申請書の承認許可後、設計を変更しようとする場合は、確認申請書（原本）の写しに変更箇所を朱書きで記載し窓口に提出し協議すること。

なお、変更協議図面を市で保管するため、必要な場合は写しの控えをとってから提出すること。

また、変更協議は、必ず申請書に記載の責任技術者が行うこと。

■工期を変更する場合

排水設備等計画（変更）確認申請書（原本）を窓口に持参の上、申し出ること。

7. 排水設備等工事完了届について

排水設備等工事完了届は、工事完了予定日に関わらず、工事完成後5日以内に提出すること。

➤ 日時等希望があれば申し出ること。

➤ 工事完了とは、原則排水器具の接続がすべて完了した時点であり、外構工事が未完成であっても完成とみなし、検査を実施する場合もあるため市担当と協議すること。

◇◆◇◆工事完了届提出時に必ず必要な書類◇◆◇◆

・使用開始届

（公共・特環）→様式第8号 公共下水道使用開始届

（農集・漁集）→様式第5号 排水施設使用開始届出書

・排水設備等工事チェックリスト（様式-1）

◇◆◇◆その他必要な書類◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

・（様式-4）在来管使用申出書、（様式-5）基準外施工誓約書

・（様式-6）メーター・指針一覧表（共同住宅等複数メーターがある場合）

・（様式-2 または様式-3）受益者負担金（分担金）納付誓約書 等

※受益者負担金（分担金）納付誓約書は、申請時、設置場所が供用開始前の場合必要

8. 排水設備工事の完成検査について

原則 月曜日・水曜日・金曜日の9：00～17：15（休日及び昼休み時間を除く）

※ただし、多良見支所以外の支所は、曜日指定なし。

- 完成検査は、申請者及び申請書に記載の排水設備責任技術者が立会うこと。
- 検査の際は、器具（流し台・洗面台）等の清掃と防臭ゴムやトラップの確認のため器具周りの片付けを行っておくこと。検査時に確認が困難な場合は、事前に写真等を提出すること。
- 浄化槽切替等で屋内の工事を行っていない場合でも、屋内の器具の配置また既存排水管や溜めます等の確認を行うので事前に清掃等を行っておくこと。
- 洗濯機等器具が未設置の場合、排水の状況が確認できるようバケツ等を事前に準備すること。
- 排水設備工事の検査時に指摘があった場合には、速やかに改善し、その結果を担当者に報告するとともに再検査または写真等を提出し確認を受けること。
- 排水設備工事の検査後、申請者（依頼者）に引渡す際には、タメマス等排水設備の管理の方法を十分説明し引渡すこと。

2. 排水設備工事の事務手続（その他）

1. 既存排水設備切替工事の際の負担軽減措置

■給水工事の取扱い

便所内に給水管が引き込まれており、その給水管から便器等への接続替えをする場合に限り（簡易水洗便所や手洗いが便所内にある場合）、下記の方法により給水工事の申請を省略することができる。

排水設備等計画確認申請書提出の際、裏面（図面を記載する面）に給水工事を行う箇所を青色で記載し、余白に「諫早市上下水道局指定給水装置工事事業者の会社名」、「代表者名」を記名すること。

■浄化槽等の汚水の下水道放流について

下水道普及促進の目的及び所有者の経済的負担の軽減を目的に、単独および合併浄化槽廃止の際の、汚泥、汚水、洗浄水について、私設最終マスより下水道へ放流することを承諾する。

ただし、50人槽以上の合併・単独浄化槽を廃止する場合は、下記方法によること。

また、放流の際は、担体等の流出がないよう十分注意すること

※浄化槽を廃止した場合は、廃止届を所定の管理者へ遅延なく提出すること。

50人槽以上浄化槽（合併・単独）の場合

最初沈殿槽・嫌気ろ床槽のし渣及び沈殿槽の汚泥は、バキューム車等で所有者の責任により処理すること。それ以外の汚水、洗浄水及び消毒水については、私設最終マスより下水道へ放流すること。

- 放流する場合は事前協議を行い、放流当日は担当職員立会いの下行うこと。
- 汚泥・汚水を処分する際も、一般廃棄物（し尿）処理業及び浄化槽清掃業許可業者を経由し、諫早市下水道課と1ヶ月前までに事前協議を行うこと。

便槽の場合

- ・汚泥・汚水は、汲み取り処理すること。
- ・洗浄水及び消毒水について、私設最終マスより公共下水道へ放流すること。

2. 市水道以外の水を使用して下水道を使用する場合

市水道以外の水を使用し、下水道へ排除する場合は下水道の使用量を算定するため市よりメーターを貸与する。排水設備工事申請時に、井戸水等の給水配管図及びメーター口径分かる資料を準備し申し出ること。（メーター出庫に関しては、経営管理課で担当）

3. 阻集器の設置について

飲食店等油脂を大量に排出する事業所等は、油脂遮断装置（グリース阻集器）を設置すること。

なお、装置の容量算定は、下水道排水設備工事責任技術者登録更新用テキストを参照し、排水設備等計画（変更）確認申請書提出時に選定根拠資料として添付すること。

4. 家庭用雑排水処理槽の容量算定

アパート、マンション等で雑排水処理槽を設置する場合は、選定根拠となったメーカーのカタログまたは本手引き「⑥家庭用雑排水処理槽の容量算定について」を参考に容量算定等を行い、計算書を添付すること。

5. 在来管の使用等添付書類について

必要に応じて、申請時に下記書面を添付すること。

◇在来管使用申出書（様式-4）

浄化槽切替等で既存の屋外排水管を使用し下水道接続を行う場合。

◇基準外施工誓約書（様式-5）

やむをえず市の施工基準どおりに施工できない場合。

ただし、事前に現場の写真、図面等を準備し協議の上提出すること。

◇受益者負担金（分担金）納付誓約書

供用開始告示前に排水設備工事を行う場合

公共・特環の場合→様式-2 受益者負担金（分担金）納付誓約書

農集・漁集の場合→様式-3 受益者負担金納付誓約書

6. ドレン排水について

電気温水器のドレン排水、受水槽のオーバーフロー水等は下水道接続、雨水接続どちらでも可とする。

7. ディスポーザ（食品くず処理機）

処理槽のない単体ディスポーザの設置は認めない。

処理槽が設置してあるタイプ（ディスポーザ排水処理システム）であれば設置を認めているが、事前に協議すること。

8. ヘッダー管の使用について

集中一括排水システム等特殊設備を設置する場合は、製品の構造性能等が分かる書類を添付すること。

9. 申請者が取付管を施工する場合

排水設備工事を実施するにあたり、申請者自らが取付管を設置する場合は、申請の際取付管の構造が分かる書類を提出し、本管削孔は職員の立会の下行うこと。

なお、公道を掘削する際は関係機関（道路管理者、警察等）への諸手続きを行い、完成後は、取付管位置確認書に削孔状況、支管取付、布設完了全景の状況がわかる写真を添付し提出すること。

10. 諫早市水洗便所改造資金利子助成制度について

市では、排水設備工事を金融機関から融資を受けて行う場合に、返済利子の一部を助成する制度を設けている。

詳細は「諫早市水洗便所改造資金利子助成制度」を参照のこと。

11. 特定事業場の排水設備工事を行う場合

クリーニング店、ガソリンスタンド（自動洗車機）、製造業等で下水道法に定める特定事業場に該当する施設の排水設備工事を行う場合、汚水処理施設の状況や排水水質を調査し事前に市担当者と協議すること。

特定事業場の接続（改造）には、事前に特定施設設置届また特定施設変更等の提出が必要である。詳細は、「工場・事業場排水の手引き」を参照のこと。

12. 軽微な排水設備工事について

排水設備工事において、器具の取替えのみで既存配管の構造に変更がない場合、申請手続きが不要な場合もあるが、事前に市担当と協議すること。

13. 諫早地域西諫早ニュータウン地区における排水設備工事について

下記地区では、「Z パイプ」が取付管として使用されている場合があり、排水設備を取付管に接続する際は、職員の立会いまたは取付管の状況写真等の提出を求めている。

詳細は、市担当に確認のこと。

※「Z パイプ」とは・・・紙製の円形型枠（ボイド管）にタールを塗布し耐水性を付与した管。
経年劣化により耐水性が低下したことによる破損が確認されている管種。

対象の町： 中尾町・山川町・白岩町・馬渡町・堂崎町

3. 排水設備工事の設計・施工基準について

- 関係法令等を遵守し、建築物及び付帯設備の施工者と十分な連絡協議を行い、建築物の構造・強度及び部材に悪影響を与えないよう、設計・施工すること。取付管の位置・深さなど十分確認のうえ設計・施工すること。
- 敷地及び建物の状況を十分に把握するとともに、境界線及び他人の土地の借用を確認しトラブルが起らないように設計・施工すること。
- 雨水管と污水管は上下に並行することを避け、交差する場合は污水管が下に、雨水管が上になるよう配管すること。また、雨水管と污水管が並列する場合は、原則として污水管を建物側とすること。
- 工事に入る際は、建物のクラック等の確認を十分行い、家主の確認のうえ着工し、施工後トラブルが生じないよう注意すること。
※壁・犬走り・塀等は、入念に調査すること。
- 材料及び器具は、日本工業規格（JIS）・日本水道協会規格（JWWA）・日本下水道協会規格（JSWAS）等の規格品を使用すること。

1. 屋内排水設備について

① トラップ

- ・封水深は5cm以上10cm以下とし、封水を失いにくい構造とすること。
- ・器具各個ごとに（1器具1個）なるべくその排水口に接近して設けることを原則とする。
- ・封水保護と汚水を円滑に流下させる目的から、二重トラップにならないよう配管すること。

② 大便器について

- ・大便器に接続している排水横管に他の排水器具を接続する場合は、必ず通気管を設けること。
- ・1回当りの使用水量が8ℓ以下の節水型便器を使用する場合は、汚物搬送距離等を勘案し選定すること。

2. 屋外排水設備について

① 管の口径・勾配

排水本管の最小口径は、100mmとする。勾配は、2/100以上10/100未満とする。
やむを得ない場合は、1/100以上とする。

■排水管の管径及び勾配

排水人口（人）	排水管内径（mm）	勾配
150未満	100以上	2/100以上
150以上 300未満	150以上	1.5/100以上
300以上	200以上	1.2/100以上

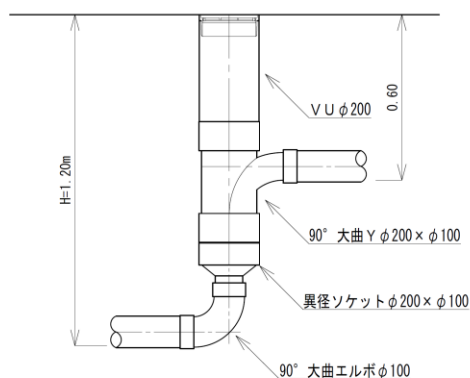
② 土被り

- ・排水本管の土被りは、宅地内では20cm以上、私道内では45cm以上とする。
- ・地中配管部にはVU管、露出管（通気管等）にはVP管を使用すること。
- ・排水管の埋設深さをやむを得ず浅くする必要がある場合、又は特別な荷重がかかる場合などは、これに耐えうる管種を選定するか、適切な防護を施すこと。

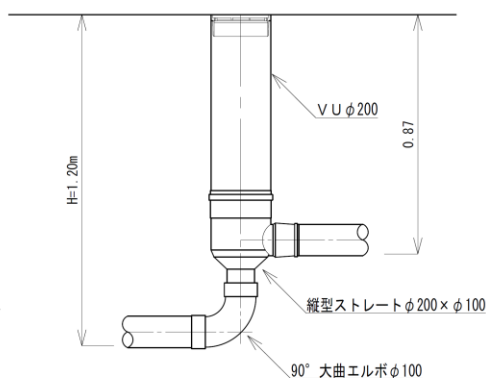
③ マス

マスは、硬質塩化ビニール製排水マス（インバートつき）とし、マスの深さが 1.2m 以下の掃除口の口径は 150mm、マスの深さが 1.2m より深くなる掃除口の口径は 200mm 以上とする。

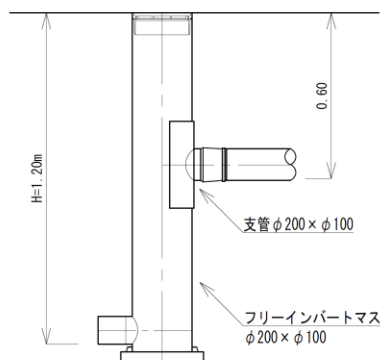
施工例①



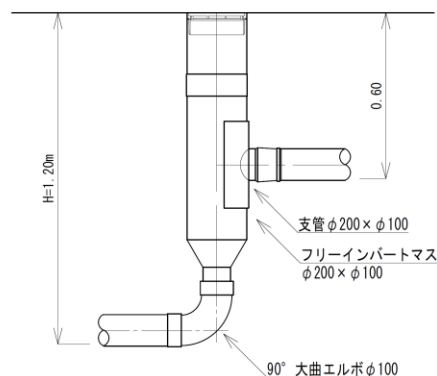
施工例②



施工例③



施工例④



- 宅内の最終マスは官民境界から 1.0m 以内に設置し、取付管に対してその延長線上の位置に設けること。（45° 曲管を 2 個使用した調整等はしないこと）
- 排便管からの会合点には、逆流を防ぐためにステップ付きのマスを設けること。
- 洗面台排水及び洗濯機排水からの会合点には、原則はマスを設置すること。ただし、管渠の閉塞時に速やかに対応が出来る場合は、排水横枝管に掃除口をチーズ使用でも可とする。
- 軽量溜枿からの会合点までが 4m 以内であれば、マス設置の省略を認めるが、維持管理上支障をきたす場合は、マスを設置すること。
- マス蓋は、密閉式で開閉が容易なものとし、車の通過する場所は、ダクタイル鋳鉄製蓋を使用すること。
- マス間の主管距離（上流マス～下流マス間）が 4m 以内 であり、かつやむを得ない理由がある場合に限り、マスの省略を可とする。ただし、やむを得ない理由及び設置した曲管を申請書に記載すること。

④ 通気管について

不明水の影響で降雨時に排水不良となる下記地区については、原則通気管を設置すること。

※不明水の影響で排水不良となる地区

・馬渡町

また、マンホールポンプ場および圧送先に近接する排水設備は、ポンプ起動時空気圧の影響を受ける場合があるため、原則通気管を設置すること。

なお、この場合は、吸引のみのドルゴ通気は不可である。

※詳細については、市担当と協議すること。

⑤ タメマスの設置基準

・台所排水及び風呂排水には、原則として軽量溜桝を設置すること。形状はトラップマスとしマス径は 300mm とする。封水深は 5～10cm、泥だめは 15 cm 以上とする。

・やむを得ず台所とお風呂（2 栓）をまとめて排水する場合は、φ 400 のタメマスを設置すること。

・集合住宅の場合は下記容量算定式に基づき算定を行うこと。配管及び設置場所の関係で、取り付け不可能な場合及び 21 世帯以上の集合住宅は、別途下水道課担当者と協議とすること。

※水栓数は、台所風呂のみを対象とし、洗面手洗い等が同系統で雑排水処理槽に流入しても算定対象の水栓としない。

⑥ 家庭用雑排水処理槽の容量算定について

◇水栓の数によるもの

$$Q \text{ (必要容量リットル)} = q_n \times n \times K \times 1 / 100 \div 0.75$$

$$\begin{cases} q_n = \text{水栓流量} & (\text{リットル}/\text{min}/\text{個}) \text{----- (表1)} \\ n = \text{水栓数} & (\text{個}) \\ K = \text{同時使用率} & (\%) \text{----- (表2)} \end{cases}$$

(表1)

口径	10A	13A	15A	20A	25A	30A
流量 (リットル/min/個)	10	17	20	40	65	90

(表2)

器具数 (n)	2	3	4	5	10	15	20	30	50	100
k:同時使用率 (%)	100	80	75	70	53	48	44	40	38	33

算定例) マンション20世帯の雑排水処理槽の算定例

・蛇口径φ13、器具数は各戸 お風呂・台所の2栓とする

$$Q = 17 \times 40 \times 39 \times 1/100 \div 0.75 = 353.6 \text{ リットル} \rightarrow 400 \text{ リットル以上の雑排水処理槽}$$

参考 家庭用雑排水処理槽容量計算表 早見表

世帯数	水栓数	同時使用率	容量	処理槽容量 リットル
2	4	75.0	68.0	80
3	6	66.6	90.6	100
4	8	59.6	108.1	150
5	10	53.0	120.1	150
6	12	51.0	138.7	150
7	14	49.0	155.5	200
8	16	47.2	171.2	200
9	18	45.6	186.0	200
10	20	44.0	199.5	200
11	22	43.2	215.4	250
12	24	42.4	230.7	250
13	26	41.6	245.2	250
14	28	40.8	258.9	300
15	30	40.0	272.0	300
16	32	39.8	288.7	300
17	34	39.6	305.2	350
18	36	39.4	321.5	350
19	38	39.2	337.6	350
20	40	39.0	353.6	500
21	42	38.8	369.4	500
22	44	38.6	385.0	500
23	46	38.4	400.4	500
24	48	38.2	415.6	500
25	50	38.0	430.7	500

※溜樹 (300) の容量

$$\begin{aligned} V &= 0.15 \times 0.15 \times 3.14 \times 0.2 \\ &= 0.0141 \text{ m}^3 \\ 0.0141 \times 1000 &= 14.1 \text{ リットル} \end{aligned}$$

※水栓数について

基本的に主に使われる水栓数を、台所・風呂場の2ヶ所とする。

⑦ グリーストラップの容量算定

グリース阻集器の選定に当たっての基準として、SHASE-S217-2016を参考に算定する。

容量の算定は、①店舗面積に基づく方法と②利用人数に基づく方法がある。

飲食店等利用人数が不確定な場合は店舗全面積に基づき阻集器を選定し、学校など利用人数が限定される場合は利用人数に基づき算定することを原則とする。

下記に店舗面積に基づく算定方法を示す。

1. 流入流量Qの計算方法

$$Q = A w_n \times n / n_0 \times 1 / t \times k \dots\dots\dots (1)$$

A : 厨房を含む店舗全面積 [m²]

w_n : 店舗全面積 1 m²/1 日あたりの使用水量 [ℓ / m²・日] …… (表 1)

n : 回転数の標準値 …… (表 3)

n₀ : 補正回転数 …… (表 2)

t : 1 日あたり厨房使用時間 …… (表 1)

k : 危険率を用いて定めたときの流量の平均流量に対する倍率 …… (表 1)

2. 阻集グリース及び堆積残さの質量Gの計算方法

$$G = G_u + G_b \dots\dots\dots (2)$$

③ G_uの計算(阻集グリースの質量)

$$G_u = A g_u \times n / n_0 \times i_u C_2$$

A : 厨房を含む店舗全面積 [m²]

g_u : 1 日当りの阻集グリース量 …… (表 1)

n : 回転数の標準 …… (表 3)

n₀ : 補正回転数 …… (表 2)

i_u : 阻集グリース清掃周期 …… (表 3) (施主との打合せにより決定可)

C₂ : 定数 (=10⁻³)

④ G_bの計算 (たい積残渣の質量)

$$G_b = A g_b \times n / n_0 \times i_b C_2$$

A : 厨房を含む店舗全面積 [m²]

g_b : 店舗全面積 1 m²/1 日あたりのたい積残渣の質量 …… (表 1)

n : 回転数の標準 …… (表 3)

n₀ : 補正回転数 …… (表 2)

i_n : たい積残渣の清掃周期 …… b (表 2) により 30 日 (施主との打合せにより決定可)

C₂ : 定数 (=10⁻³)

3. 機種を選定

算出した流入流量 (Q) …… (1)、阻集グリース及びたい積残渣の質量 (G) …… (2) を性能一覧等と比較し、(Q) 及び (G) を共に上回る許容流入量及び標準阻集グリース量を持つ機種を選定する。

(表1) 各因子の標準値

因 子 食 種		店 舗 全 面 積 1m ² ・1日あたりの使用水量 w _m [ℓ/(m ² ・日)]	1日あたり厨房使用時間 t [min/日]	危険率を用いて定めたときの流量の平均流量に対する倍率 k [倍]	1m ² ・1日あたりの阻集グリースの質量 g _u [g/(m ² ・日)]	1m ² ・1日あたりの阻集たい積残さの質量 g _b [g/(m ² ・日)]
営業用厨房	中華料理	130	720	3.5	18.0	8.0
	洋食	95			9.0	3.5
	和食	100			7.0	2.5
	ラーメン	150			19.5	7.5
	そば・うどん	150			9.0	3.0
	軽食	90			6.0	2.0
	喫茶	85			3.5	1.5
	ファーストフード [※]	20			3.0	1.0
社員・従業員用厨房		90	600		6.5	3.0

(表2) 補正回転数の標準値

因 子 食 種		補正回転数 [1席・1日あたりの利用数] [人/席・日] : n ₀															
		厨房を含む店舗全面積 [m ²]															
		25	50	75	100	125	150	175	200	250	300	400	500	600	700	800	1000
営業用厨房	中華料理	-	-	3.1	3.1	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	-	-	-	-	-
	洋食	-	-	-	2.0	2.1	2.3	2.4	2.6	2.8	2.9	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4	-
	和食	-	-	2.1	2.3	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.2	-	-	-	-	-
	そば・うどん・ラーメン	-	3.1	3.9	4.5	4.9	5.2	5.5	5.7	-	-	-	-	-	-	-	-
	軽食	3.3	4.2	4.4	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	-	-	-	-	-	-	-
	喫茶	3.7	4.7	5.3	5.7	5.9	6.0	6.1	6.2	-	-	-	-	-	-	-	-
社員・従業員用厨房		-	-	-	-	-	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3

※出典 空気調和・衛生工学会規格「SHASE-S217-2016 グリース阻集器」

※厨房を含む店舗全面積の値が表中に間になる場合は、比例計算して求める。

(表 3) 回転数の標準値と選定時に不明確な場合の掃除周期

食 種		n：回転数の標準値 〔人/席・日〕	阻集グリースの 掃除周期〔日〕	たい積残さの 掃除周期〔日〕
営業用 厨房	中華料理	5	7	30
	洋食	4.5		
	和食	5		
	そば・うどん・ラーメン	5		
	軽食	7		
	喫茶	8		
	ファーストフード*	8		
社員・従業員用厨房		4		

(表 4) 許容流入量及び標準阻集グリース量（抜粋）

グリース阻集器実容量 (リットル) (参考)	許容流入量 Q (リットル/min)	標準阻集グリース量 G (kg)
50 L	37.5	11.8
60 L	60.0	18.9
100 L	75.0	23.6
130 L	80.0	25.2
150 L	112	35.4
200 L	150	47.2
250 L	187	59.0
300 L	225	70.8
380 L	285	89.7
500 L	375	118
800 L	600	189
1000 L	750	236

※標準阻集グリース量（G）は、 $G=G_a+G_b$ である。

※標準阻集グリース量は、許容流入量×定数（0.315）kg

(参考) 諫早市公共下水道条例施行規程 抜粋 別表「排水設備の構造等の基準」

種別	排水設備の構造等の基準																						
管きよ	1	排水管きよの構造は、暗きよとする。																					
	2	排水管の材料は、鋳鉄管、亜鉛メッキ鋼管、鉛管、鉄筋コンクリート管、遠心力鉄筋コンクリート管、陶管及び硬質塩化ビニール管とする。																					
	3	排水管の勾配は、次の表の左欄に掲げる排水管の管径に応じ、同表の右欄に掲げる勾配とする。 <table><tr><th>排水管の管径</th><th>排水管の勾配</th></tr><tr><td>75mm</td><td>100分の3.0以上</td></tr><tr><td>100mm</td><td>100分の2.0以上</td></tr><tr><td>150mm</td><td>100分の1.5以上</td></tr><tr><td>200mm</td><td>100分の1.3以上</td></tr><tr><td>250mm</td><td>100分の1.0以上</td></tr></table>	排水管の管径	排水管の勾配	75mm	100分の3.0以上	100mm	100分の2.0以上	150mm	100分の1.5以上	200mm	100分の1.3以上	250mm	100分の1.0以上									
	排水管の管径	排水管の勾配																					
75mm	100分の3.0以上																						
100mm	100分の2.0以上																						
150mm	100分の1.5以上																						
200mm	100分の1.3以上																						
250mm	100分の1.0以上																						
4	衛生器具の器具トラップ口径は、次の表の左欄に掲げる器具の種類に応じ、同表の右欄に掲げるトラップの最小口径以上とし、排水管の管径は、器具のトラップの口径以上で、かつ30mm以上とする。 <table><tr><th>器具</th><th>トラップの最小口径</th></tr><tr><td>大便器</td><td>75mm</td></tr><tr><td>小便器（小型）</td><td>40mm</td></tr><tr><td>小便器（大型）</td><td>50mm</td></tr><tr><td>洗面器</td><td>30mm</td></tr><tr><td>手洗器</td><td>25mm</td></tr><tr><td>浴槽（和風）</td><td>30mm</td></tr><tr><td>浴槽（洋風）</td><td>40mm</td></tr><tr><td>調理流し</td><td>40mm</td></tr><tr><td>掃除流し</td><td>65mm</td></tr><tr><td>洗濯流し</td><td>40mm</td></tr></table>	器具	トラップの最小口径	大便器	75mm	小便器（小型）	40mm	小便器（大型）	50mm	洗面器	30mm	手洗器	25mm	浴槽（和風）	30mm	浴槽（洋風）	40mm	調理流し	40mm	掃除流し	65mm	洗濯流し	40mm
器具	トラップの最小口径																						
大便器	75mm																						
小便器（小型）	40mm																						
小便器（大型）	50mm																						
洗面器	30mm																						
手洗器	25mm																						
浴槽（和風）	30mm																						
浴槽（洋風）	40mm																						
調理流し	40mm																						
掃除流し	65mm																						
洗濯流し	40mm																						
管きよ	5	排水管の土かぶりは、宅地では20センチメートル以上とし、私道内では、45センチメートル以上とする。ただし、これにより難いときは、管理者の指示に従い排水管に防護等の措置を講ずるものとする。																					
	6	管径を異にする排水管の接続は、管頂接合方法によるものとする。ただし、管きよの勾配等により管頂接合方法により難いときは、管底接合方法によるものとする。																					
ます	1	ますは、排水管の会合点、屈曲点及び終点並びに排水管の管種、管径及び勾配の変化する箇所に設置しなければならない。ただし、掃除又は検査の容易な場所にあつては、ますによらず排水用異形管又は掃除開口によることができる。																					
	2	排水管の直線部では、排水管の内径の120倍以下の間隔でますを設けなければならない。																					
	3	ますの形状は、円形又は角形とし、プラスチック製、鉄筋コンクリート製及びその他これに類する材質のものとする。																					
	4	ますの内径又は内のり幅は、次の表の左欄に掲げるますの深さに応じ、同表の右欄に掲げる内径又は内のり幅とする。 <table><tr><th>ますの深さ</th><th>ますの内径又は内のり幅</th></tr><tr><td>120cm以下</td><td>15センチメートル以上</td></tr><tr><td>120cm超</td><td>20センチメートル以上</td></tr></table>	ますの深さ	ますの内径又は内のり幅	120cm以下	15センチメートル以上	120cm超	20センチメートル以上															
	ますの深さ	ますの内径又は内のり幅																					
	120cm以下	15センチメートル以上																					
120cm超	20センチメートル以上																						
5	ますには密閉蓋を設けなければならない。																						
6	ますの底部は、これに集合又は接続する管きよの内径及び内のり幅に応じたインバートを設けなければならない。																						

装置	防臭	水洗便所、台所、浴室、洗濯場その他汚水の流出箇所には、トラップを取り付けなければならない。この場合において、トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破損するおそれがあるときは、通気管を設けなければならない。
ごみ よけ 装置	1	台所、浴室、洗濯場その他汚水の流通を防げる固形物を排水するおそれのある吐口には、ストレーナーを設置しなければならない。
	2	ストレーナーは、取外しができ、目幅は8 mm以下とする。
装置	しや 油脂 断	油脂販売店、自動車修理工場、料理店その他油脂類を多量に排出する場所の吐口には、油脂しや断装置を設けなければならない。
水洗 便所		大便器の洗浄にフラッシュバルブを使用する場合は、逆流防止装置を設けなければならない。
沈砂 装置		洗車場その他土砂を多量に排出する場所には、適当な砂溜りを設けなければならない。
分離 装置		台所及び浴室からの吐口には、油脂及び毛髪等を分離するため、分離ます等の適当な分離装置を設けなければならない。
ポ デ ー イ ザ ス		デイスポーザを設置するときは、デイスポーザが、当該デイスポーザにより破碎された ^{チュウカイ} 厨芥を処理するための排水設備と一体のシステムを構成し、かつ、当該システムが、管理者が別に定める基準に適合するものでなければならない。

☒ 排水設備等計画（変更）確認申請書 ☒ 排水設備等工事完了届		受付番号 排水設備番号													
〇 年 〇 月 〇 日		位置図													
東早市上下水道事業管理者 様 申請者 諫早市〇〇町△△ □□-□ 住所 伊サハヤ タロウ フリガナ 諫早 太郎 氏名 TEL 22-〇〇〇〇		申請者・指定工事店は赤太枠の中のみ記載のこと。 赤文字は、申請時、青文字は完了時記入													
指定工事店 住所 諫早市〇〇町△△ □□-□ 指定工事店番号 〇〇〇〇 指定有効期限 R〇.〇.〇 TEL 23-〇〇〇〇 技術者登録番号 〇〇〇〇〇 責任技術者名 □△ □□ 携帯 090-〇〇〇〇-△△△△															
設置場所 □□ 町 〇〇〇〇-〇〇 建物名称 〇〇アパート		※縮尺目安 1/1500～1/3000程度の地図を添付のこと													
マンション、事務所等は建物名称を記入すること。マンション名、事業所名等一般住宅の場合は記入不要															
☒ 一般住宅 ☒ 集合住宅 ☐ 飲食施設 ☐ 営業施設 ☐ 公共施設 ☐ 教育施設 ☐ 医療施設 ☐ 上記兼用 ☐ その他 ☐ 特定事業所 ☐ 新設 ☐ 新設（建替） ☐ 既設（建替） ☒ 切替 ☒ 合併浄化槽 ☐ 単独浄化槽 ☐ 簡易水洗 ☐ 汲取り ☐ 増設（メーター増あり） ☐ 改造（メーター増なし） ☐ 屋外配管のみ		供用開始 年 月 日 ☒ 市水道のみ 市記入欄 ☐ 個人井戸のみ 市記入欄 ☐ 組合水道等のみ 市記入欄 ☐ 併用 戸数・メーター数 排水戸数 〇〇 戸 メーター総数 〇〇 個 うち 下水接続数 〇〇 個 メーター番号 メーター番号記入 メーター指針記入													
着工予定 (〇〇 年 △ 月 □ 日) 着工日 〇〇 年 △ 月 □ 日 完成予定 (〇〇 年 △ 月 △ 日) 完成日 〇〇 年 △ 月 △ 日 使用開始予定 (〇〇 年 △ 月 〇 日) 使用開始日 〇〇 年 △ 月 〇 日		備考 マンション等複数メーターがある場合は、様式-6メーター・指針一覧を提出すること。なお、使用開始届けは、施主より入居者に対し下水接続にかかる料金等の説明を十分行っている場合は、届出者は施主のみで可である。													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">計画承認</td> <td style="width: 20%;">課長</td> <td style="width: 20%;">補佐</td> <td style="width: 20%;">主任</td> <td style="width: 20%;">課員</td> <td style="width: 10%;">申請受付</td> </tr> </table>		計画承認	課長	補佐	主任	課員	申請受付								
計画承認	課長	補佐	主任	課員	申請受付										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">経営管理課</td> <td style="width: 30%;">負担金（分担金）担当</td> <td style="width: 20%;">接続促進担当</td> <td style="width: 20%;">料金担当</td> <td style="width: 20%;">申請受付印</td> <td style="width: 10%;">完了届受付印</td> </tr> <tr> <td></td> <td> ☐ 賦課済み ☐ 徴収猶予（無・有） ☐ 未賦課 </td> <td> ☐ 申請確認 ☐ 完了確認 </td> <td> ☐ 完了確認 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		経営管理課	負担金（分担金）担当	接続促進担当	料金担当	申請受付印	完了届受付印		☐ 賦課済み ☐ 徴収猶予（無・有） ☐ 未賦課	☐ 申請確認 ☐ 完了確認	☐ 完了確認				
経営管理課	負担金（分担金）担当	接続促進担当	料金担当	申請受付印	完了届受付印										
	☐ 賦課済み ☐ 徴収猶予（無・有） ☐ 未賦課	☐ 申請確認 ☐ 完了確認	☐ 完了確認												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">水道課</td> <td style="width: 20%;">課長</td> <td style="width: 20%;">補佐</td> <td style="width: 20%;">主任</td> <td style="width: 20%;">課員</td> <td style="width: 10%;">担当</td> </tr> </table>		水道課	課長	補佐	主任	課員	担当								
水道課	課長	補佐	主任	課員	担当										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">完成確認</td> <td style="width: 20%;">課長</td> <td style="width: 20%;">補佐</td> <td style="width: 20%;">主任</td> <td style="width: 20%;">課員</td> <td style="width: 10%;">検査担当</td> <td style="width: 10%;">完了受付</td> </tr> </table>		完成確認	課長	補佐	主任	課員	検査担当	完了受付	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">承認日</td> <td style="width: 50%;">検査日</td> </tr> </table>		承認日	検査日			
完成確認	課長	補佐	主任	課員	検査担当	完了受付									
承認日	検査日														

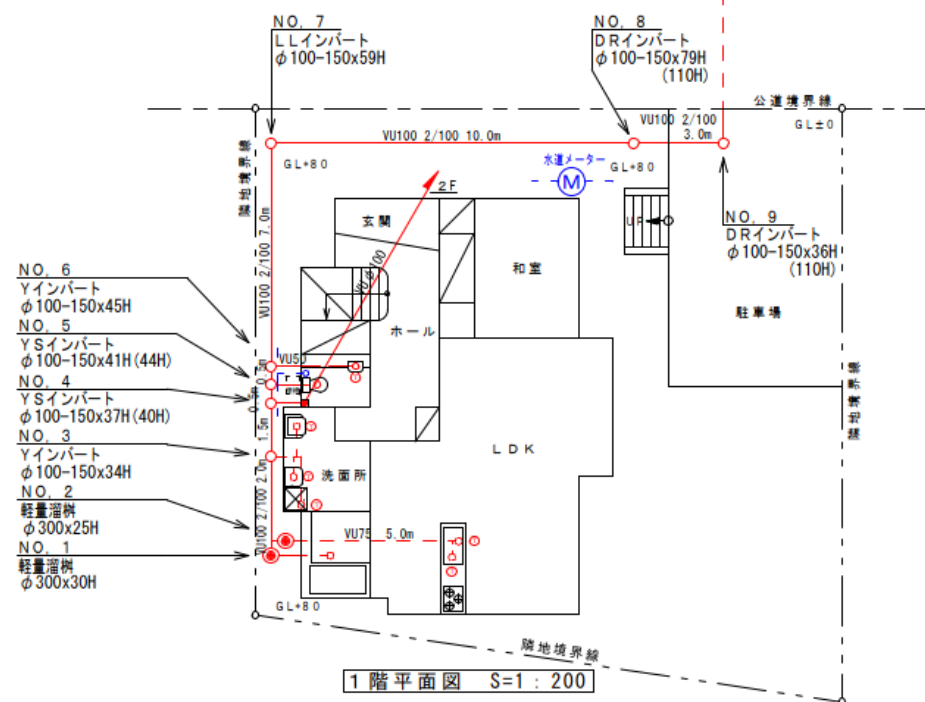
所有者承諾		家屋所有者の承諾		土地所有者の承諾			
※申請者と同一場合は、記入不要		住所	申請者と家屋・土地所有者が異なる場合は記名押印すること。				
		氏名	印	氏名	印		
処理区名							
公共	☐ 諫早湾 ☐ 大村湾	特環	☐ 高来 ☐ 小長井	☐ 田結 ☐ 飯盛			
集排	☐ 小ヶ倉 ☐ 長田 ☐ 赤崎・黒崎 ☐ 本明・目代 ☐ 長田東部 ☐ 本野 ☐ 小野島・川内・宗方 ☐ 有喜・松里		☐ 唐比 ☐ 上名 ☐ 下名・慶師野 ☐ 田尻・杉谷 ☐ 本村・万灯 ☐ 山口 ☐ 古場	☐ 遠竹 ☐ 田原 ☐ 伊木力・元釜 ☐ 大草			
	■指示事項等 確認						
	☐ . ☐ . ☐ . ☐ . ☐ . 承認時、指示事項があればこちらに記入します。 ☐ . 工事着手前に必ず確認してください。 ☐ . 疑義があれば担当者に確認してください。 ☐ . ☐ . ☐ . ☐ .						
	■補助制度の利用希望				諫早市水洗便所改造資金利子助成制度の利用希望の有無		
	☒ 希望しない ☐ 希望する→別途申請書・工事内訳書提出のこと						
	■地籍基準点への影響				排水設備工事を行う際に、敷地境界等に地籍基準点がないか確認し、工事による影響がないか事前に確認のこと。		
	☒ 無 ☐ 有						
	■取付管の有無				取付管の位置、深さ等を事前に確認し、取付管未施工の場合は申請時申し出ること。		
☒ 無 → ☐ 有							
■区域外流入							
☐ 該当しない ☐ 該当する→工事内訳書提出のこと							
■メーター貸与				検査担当			
☐ 無 ☐ 有 → ☐ 現地検査				㊞			
■別添書類							
☐ 在来管使用申出書 ☐ 基準外施工誓約書（タメマス・マス・勾配） ☐ 受益者負担金（分担金）納付誓約書 ☐ 承諾書（土地・排水管） ☐ 容量計算書（阻集器・雑排水槽・排水ポンプ） ☐ その他							
排水設備工事内訳書							
名称	形状	単位	数量	単価	金額	精算金額	摘要
別紙可							
1 申請は、工事に着手しようとする日の10日前までに提出すること。 2 完了届は、工事が完成した日から5日以内に提出すること。 3 精算金額及び変更があった数量・単価は、赤字で記入すること。 4 工事内訳書は、記入欄が不足する場合は別紙可				検査立会者	指定工事店		

[illegible]

方位

敷地面積に応じ、1/200、1/100、1/50の縮尺にすること。
内径・管種・勾配・延長・インパットの高さ等を詳細に記入すること。
水道水等のメータ位置・番号を記入すること。

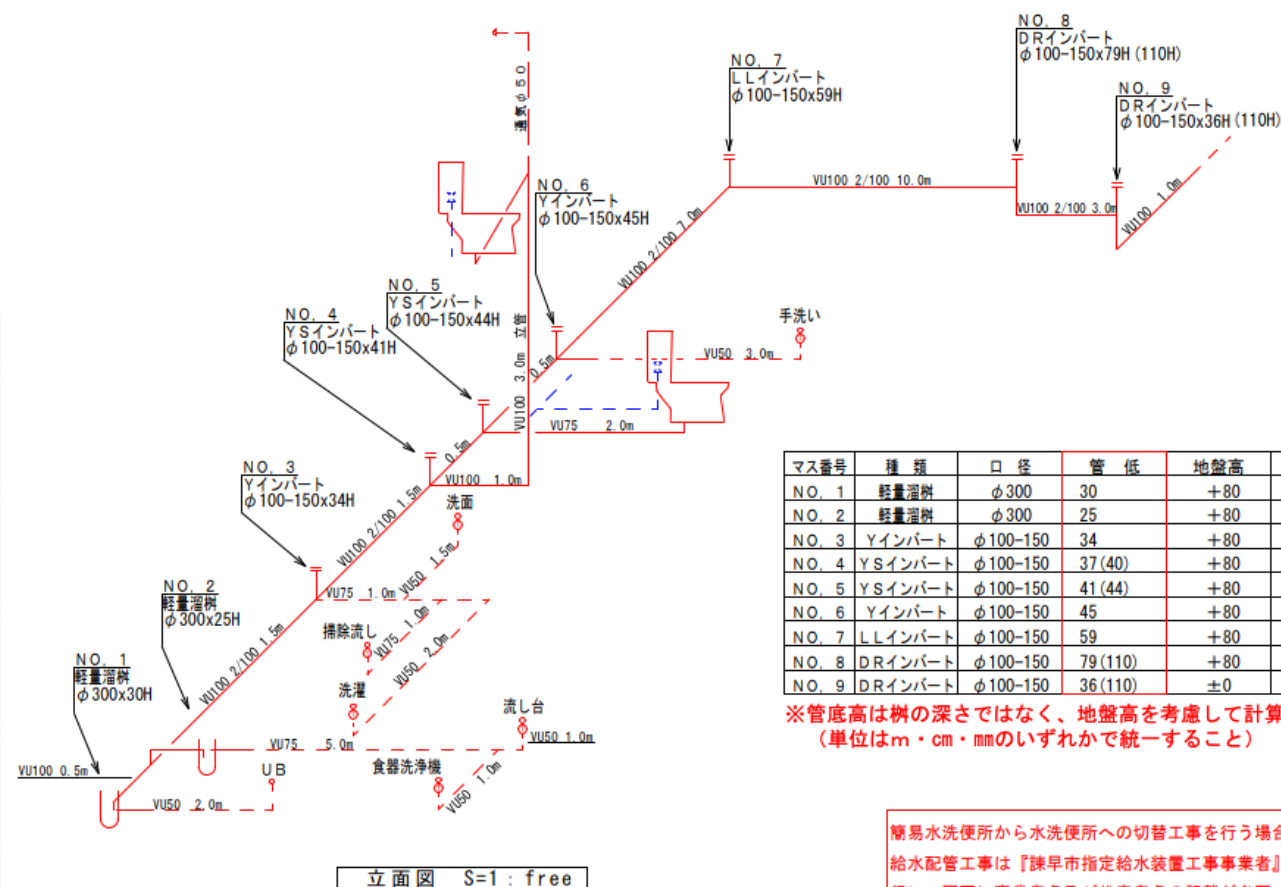
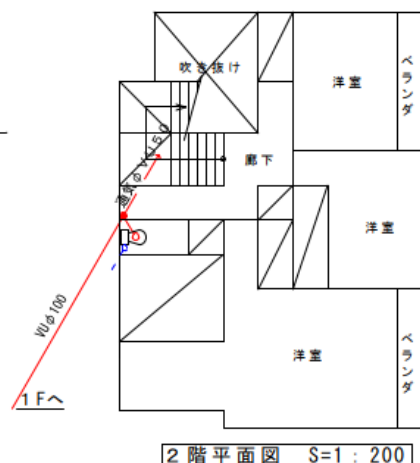
水道メ-タ-番号 第 00000 号



- 位置図と平面図及び立面図の方位を合わせ、図示すること。
※やむを得ず平面図立面図の方位が違う場合は、それぞれに図示すること。
- 水道メーター番号を記載し、メーター位置を平面図に図示すること。
- 管種・管径・勾配・延長・管底高を平面図か立面図のどちらかに記載すること。
※既設マス区間についても原則全て記載することとするが、確認不可の箇所については勾配、延長、管底高のみの記載で可とする。
- ドロップやステップ付マスを使用している場合、上流側、下流側のマス高を記載すること。
- マスのNo.は最上流をNo. 1 とし、順次No.を付するものとする。
※新設マス、既設マス問わず、一連のNo.とすること。
- 管底表を記載すること。また管底表にはマス番号、種類、口径、管底高、地盤高を記載し、舗装蓋を使用している箇所は、備考欄にその旨記載すること。
※平面図と立面図が別紙になる場合は、管底表はどちらかに記載することで可。
- 3階建て以上の建物等、配管や器具の数が多くなる場合は、汚水系統と雑排水系統を色分けするなどして、見やすくなるように工夫して図面を作成すること。
また、立面図は地階から最上階までを全て繋げて作成し、A3版に収まらない場合はそれ以上のサイズで出力するか、図面データをC・D・R等で提出すること。
- トラップや器具名称等の記載を漏れなく行うこと。
- 平面図には隣地境界線を記載し、便槽及び浄化槽位置も図示すること。

(注)給水設備の一部を変更する場合は、諫早市上下水道局指定給水装置工事事業者の会社名及び代表者名の記載が必要。

立面图



マス番号	種 類	口 径	管 低	地盤高	備 考
NO. 1	軽量涵洞	φ300	30	+80	
NO. 2	軽量涵洞	φ300	25	+80	
NO. 3	Yインパート	φ100-150	34	+80	
NO. 4	YSインパート	φ100-150	37(40)	+80	
NO. 5	YSインパート	φ100-150	41(44)	+80	
NO. 6	Yインパート	φ100-150	45	+80	
NO. 7	Lインパート	φ100-150	59	+80	
NO. 8	DRインパート	φ100-150	79(110)	+80	
NO. 9	DRインパート	φ100-150	36(110)	+0	鉄蓋

※管底高は樹の深さではなく、地盤高を考慮して計算すること。
(単位はm・cm・mmのいずれかで統一すること)

簡易水洗便所から水洗便所への切替工事を行う場合、給水配管工事は『**諫早市指定給水装置工事事業者**』が行い、図面に事業者名及び代表者名の記載が必要。

(注)この用紙に収まらない場合は、別図として添付すること。

様式第 8 号 使用開始届（公共・特環）

公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届

年 月 日

諫早市上下水道事業管理者 様

使用者 住所
氏名

次のとおり公共下水道の使用を（開始・休止・廃止・再開）したいので、諫早市公共下水道条例施行規程第 17 条の規定により届け出ます。

届 出 区 分	開始 ・ 休止 ・ 廃止 ・ 再開		
設 置 場 所	諫早市 町 番地		
開 始 等 年 月 日	年 月 日		
用 水 区 分	水道水 ・ 井戸水等 ・ 水道水と井戸水等の併用		
使 用 目 的	住宅・営業・事務所・工場・官公庁・病院・その他（ ）		
使 用 人 員	人	水道使用者名義人	
休止・廃止理由			
※ 調 査 事 項	排水設備検査済証番号		
	検 針 日		メーター指針
	メーター番号		整 理 番 号

備考

様式第5号 使用届出書（農集・漁集）

排水施設使用（開始・休止・廃止・再開）届出書

年 月 日

諫早市上下水道事業管理者 様

届出人 住所
氏名

次のとおり排水施設の使用を（開始・休止・廃止・再開）したいので、諫早市農業集落及び漁業集落の排水処理施設の整備等に関する条例施行規程第7条の規定により届け出ます。

届 出 区 分	開始 ・ 休止 ・ 廃止 ・ 再開		
設 置 場 所	諫早市 町 番地		
開 始 等 年 月 日	年 月 日		
用 水 区 分	水道水 ・ 井戸水等 ・ 水道水と井戸水等の併用		
使 用 目 的	住宅・営業・事務所・工場・官公庁・病院・その他（ ）		
使 用 人 員	人	水道使用者名義人	
休止・廃止理由			
※ 調 査 事 項	排水設備検査済証番号		
	検 針 日		メーター指針
	メーター番号		整 理 番 号

備考